

NGO Standards for Safety and Security	NGO 安全基準 ¹
<p>[Permeable]</p> <p>The NGO Standards for Safety and Security (hereafter Standards) were adopted by the member NGOs of Japan NGO Initiative for Safety and Security (JaNISS). The Standards capture the most common denominators in the internationally accepted safety and security standards, where the signatory NGOs are expected to develop their own policies and mechanisms.</p> <p>The Standards intend to complement existing safety and security frameworks of signatory NGOs which should be specific and unique to each organization.</p> <p>Each NGO is ultimately responsible for determining how the seven Standards will be met within their own organization. How this is accomplished will be based on the mission, mandate, values and risk tolerance of each organization. Signatories are expected to self-certify compliance with the Standards at least every 4 years.</p> <p>The process of designing, implementing and reviewing the organization's standards should be realised through a participatory process involving, as necessary, not only the management but staff (including employees, volunteers, contractors, etc.) and local partners, reflecting the ever-changing safety and security conditions of each operation.</p>	<p>[前文]</p> <p>本 NGO 安全基準 (以下、「基準」) は NGO 安全管理イニシアティブ (JaNISS) 参加 NGO によって採択された。この「基準」は、国際的に受け入れられている安全基準の共通項を反映したものであり、署名 NGO は、それぞれがこの「基準」を踏まえ、自団体の方針や制度を構築することを前提としている。</p> <p>各団体の安全管理の体制は、それぞれ独自に定めるべきものであり、この「基準」は各団体の持つ既存の安全管理の体制を補完しようとするものである。</p> <p>以下の 7 つの基準をどのように団体内で具現化するかは、各 NGO が責任をもって決定すべき事項である。各団体はそれぞれの目的、使命、行動原則、リスクの許容度に基づいて、基準を実現して行く必要がある。署名団体は少なくとも 4 年毎に「基準」への適合性を自己診断をすることが望ましい。</p> <p>各団体の基準の設定、実施、見直しの作業は、経営管理者のみならず、必要に応じてスタッフ (職員、ボランティア、インターン、専門家を含む業務委託者等) や現地パートナー団体の参加の下で、事業実施上の安全管理状況は常に変化することを踏まえて、行うべきである。</p>
<p>Standard 1: Commitment to Safety and Security</p> <p>The management of signatory organizations commit to ensure the safety and security of its staff, volunteers, interns, contractors in line with their duty of care and accepted international standards for safety and security.</p>	<p>基準 1: 安全管理に対する経営管理者の責任</p> <p>署名団体の経営管理者は、管理者としての注意義務と、国際的に受け入れられている安全基準に基づいて、職員、ボランティア、インターン、専門家を含む業務委託者²の安全について責任をもって確保しなければならない。</p>
<p>Standard 2: Organizational Safety and Security Policies and Plans</p> <p>Signatories shall have an organization safety and security policies in accordance to the organization's mission, mandate, values and risk tolerance at headquarters' level, and security plans at both the headquarters and field levels based on a participatory security risk assessment and analysis.</p>	<p>基準 2: 団体としての安全管理方針と計画(安全管理の制度への組み込み)</p> <p>署名団体は、本部レベルにて、団体の目的、使命、行動原則、リスク許容度を反映した安全管理方針を持ち、また本部及び現地レベルにて、関係者が参加して行う安全上のリスク評価と分析に基づいた、安全計画を備えなければならない。</p>
<p>Standard 3: Resources</p> <p>Signatories shall make available the appropriate financial, human and other resources to mitigate the safety and security risks identified through the organization's security risk analysis.</p>	<p>基準 3: 経営資源の確保</p> <p>署名団体は、団体として確認した安全上のリスクを軽減するため、必要十分な予算、人材、その他の経営資源を確保しなければならない。</p>
<p>Standard 4: Human Resource Management</p> <p>Signatories shall have personnel guidelines and procedures that prepare employees to cope with safety and security issues at their post of assignment, support them during their service, and address post assignment issues.</p>	<p>基準 4: 人事管理</p> <p>署名団体は、職員が事前に任地の安全上の問題に対して備え、業務従事中は必要な支援を受けられ、さらに任務完了後に生じた問題にも対処できるよう、人事関連の諸規定と業務手順を整備しなければならない。</p>
<p>Standard 5: Accountability</p> <p>Signatories shall incorporate management systems that will ensure accountability for safety and security at both headquarters and field level and all personnel understand their respective roles and responsibilities.</p>	<p>基準 5: 責任の所在の明確化</p> <p>署名団体は、本部・活動地レベルを問わず、安全管理に関する責任の所在を明確化し、全ての関係者が各自の責務を理解しているように、管理体制を構築しなければならない。</p>
<p>Standard 6: Collaboration with other Actors</p> <p>Signatories shall actively participate in safety and security related forums at both headquarters and field levels and collaborate with other members of the humanitarian and development communities to advance their common safety and security interests.</p>	<p>基準 6: 他団体との協調</p> <p>署名団体は、共通の課題である安全管理を各団体が協調して行うために、本部・活動地レベルで安全に関する協議会などに主体的に参加し、人道支援及び開発援助関係の団体と協調して活動しなければならない。</p>
<p>Standard 7: Safety and Security of Local Partner Organizations</p> <p>Signatories shall incorporate local partner organizations into their safety and security management system, based on mutual respect and shared responsibility and endeavour to achieve the above six Standards.</p>	<p>基準 7: 現地パートナー団体の安全管理</p> <p>署名団体は、現地パートナー団体を十分に考慮したうえで、各自の安全管理体制を構築し、相互尊重と責任の分担によって、以上 6 つの基準を実現するように努力しなければならない。</p>

¹ 「安全」とは英語の「セーフティ (safety)」と「セキュリティ (security)」の二つの安全概念を含むものとする。「セーフティ」とは「事故、自然現象や病気などによる意図しない結果によって生じたリスクあるいは損害からの自由」と、「セキュリティ」とは「暴力やその他の意図的な行為によって生じたリスクや損害からの自由」と定義される。日本語では「セーフティ」を「平時の安全」、「セキュリティ」を「治安上の安全」、「保安」、「安全保障」や「危機管理」と訳することがあるが、この文章では「safety and security」をまとめて「安全」と訳する。

² 運転手や守衛などを想定。

NGO のための安全管理ガイドブック[JPN](抜粋:P20 まで)

Version DRAFT 1.2 – 2017-11-07
NGO 安全管理イニシアティブ (JaNISS)

目次

NGO のための安全管理ガイドブック[JPN]	- 1 -
Version DRAFT 1.2 – 2017-11-07	- 1 -
略語表	- 2 -
「NGO 安全基準」とガイドブックの目的及び使い方	- 3 -
「NGO 安全基準」とガイドブックの目的	- 3 -
「NGO 安全基準」とガイドブックにおいて重視されている事項	- 3 -
「NGO 安全基準」とガイドブックにおいて避けられている事項	- 3 -
ガイドブックの構成	- 4 -
ガイドブックで必要な情報を探しやすくするための工夫	- 4 -
読者の立場に応じたガイドブックの使い方	- 4 -
0. 序章	- 6 -
0.1. 人道支援と開発分野におけるプロフェッショナルな安全管理の必要性	- 6 -
0.2. セキュリティ環境の変遷	- 7 -
0.3. 支援を可能にするための手段としての安全管理	- 7 -
基準 1: 安全管理に対する経営管理者の責任	- 9 -
基準 2: 団体としての安全管理方針と計画	- 14 -
2.1. 安全管理方針	- 14 -
資料 2-I: 安全管理方針の事例	- 20 -
2.2. 本部における安全計画	- 21 -
資料 2-II: 本部における安全管理計画の事例	- 24 -
2.3. 活動地での安全計画	- 25 -
資料 2-III: 活動地における安全計画の事例	- 33 -
基準 3: 経営資源の確保	- 34 -
資料 3-I: 外部安全管理研修をサポートするプログラム	- 36 -
資料 3-II: 日本の助成団体の助成を受けた予算にて助成金計上可能な安全管理経費	- 37 -
基準 4: 人事管理	- 39 -
基準 5: 責任の所在の明確化	- 42 -
資料 5-I: 安全管理体制と責務の分配例	- 45 -
基準 6: 他団体との協調	- 46 -
基準 7: 現地パートナー団体の安全管理	- 49 -
参考資料	- 51 -

略語表

CHS: Core Humanitarian Standards on Quality and Accountability
CIMPs: Critical Incident Management Plan
CIMT: Critical Incident Management Team
eCentre: UNHCR Regional Centre for Emergency Preparedness
ECHO: Directorate-General for European Civil Protection and Humanitarian Aid Operations
GPR8: Good Practice Review 8
HF: High frequency
IFRC: International Red Cross and Red Crescent Movement
INSO: International NGO Security Organization
ISAF: International Security Assistance Force
JaNISS: Japan NGO Initiative for Safety and Security
Medevac: Medical evacuation
MOFA: Ministry of Foreign Affairs
MOU: Memorandum of Understanding
NRC: Norwegian Refugee Council
PRT: Provincial Reconstruction Team
PTSD: Posttraumatic stress disorder
R&R: Rest and Recreation
SIF: Safety in the Field
SLT: “Saving Lives Together”
SOPs: Standard Operating Procedures
SRA: Security Risk Assessment
SRM: Security Risk Management
TOR: Terms of Reference
UNDSS: United Nations Department of Safety and Security
VHF: Very high frequency

「NGO 安全基準」とガイドブックの目的及び使い方

「NGO 安全基準」とガイドブックの目的

「NGO 安全基準」とそのガイドブックは、以下の目的に資することを目指して、人道・開発支援を行う日本の国際協力 NGO 有志によって、日本語及び英語の 2ヶ国語にて作成されました。

- 日本の NGO の役員、スタッフが、共通の用語と理解を用いて、安全管理について情報交換や協力を深めるための標準的文献を提供すること
- 多様性を持つ日本の様々な NGO が、団体の規模、ミッション、活動形態、活動分野、活動地を問わず、安全管理について重要と考える共通の事項を提示すること
- 日本の NGO 各団体が、安全管理について検討すべき事項をどこまで抑えられているか自ら確認し、不足している場合に、必要な情報を得られるようにすること
- 国連、国際 NGO で蓄積されて来た安全管理に関する参考文献、サイト等の情報を、日本の NGO が理解しやすい形でまとめて提示すること
- 「安全上のリスク分析」、「関係する全てのスタッフが参加しての安全管理計画の作成・改訂」、「安全管理に関する訓練」、「役職員の役割・責任の明確化」等、従来日本の NGO で十分に実施されて来なかった手法や考え方を紹介し、導入を提案すること
- 人道・開発支援 NGO の安全管理の考え方と手法をまとめて提示し、広く日本社会で NGO のプロフェッショナリズムが、理解されるための文献となること

「NGO 安全基準」とガイドブックにおいて重視されている事項

- 紛争地等で人道支援に従事する団体のみならず、海外で人道・開発支援を行うすべての日本の NGO が活用可能なものとする
- 団体の規模の大小、有給スタッフの有無、出張ベースか常駐スタッフを置いているか等を問わず、様々な活動形態の団体が活用可能となる
- 従来研修等の機会も限られていた地方の団体にこそ、まとまった形で安全管理に関する情報を提示して、能力向上に役立ててもらうこと
- すべての必要事項を網羅すると共に、目的に応じて必要な部分のみ目を通せばよいように、構成を工夫すること
- 多様な団体が安全管理上検討すべき事項を網羅すると共に、それをどこまで、どのように実現するかは、各団体の主体的な情報収集と判断、責任に委ねるようにすること

「NGO 安全基準」とガイドブックにおいて避けられている事項

- そのままで NGO 各団体の安全基準になるものではありません
- NGO 各団体に、一律の基準や方針を当てはめようとするものではありません
- 各団体が、形式的に安全管理に関する規定や計画を書面で整備すればよいわけではないため、そのままコピー可能なひな形等を提供することはしていません

- 各団体が主体的に安全管理を行う基準となる情報を提供するのみで、当然ながら各団体の安全管理に直接責任を負うものでも、本基準・ガイドブックを参照することで安全を保障するものでもありません。

ガイドブックの構成

本ガイドブックの構成は「スフィア・プロジェクト」に倣っており、いくつかの基準と、それに関わるキーアクション、指標、ガイダンスから成っています。

- **キーアクション**: 基準達成のためのアクション(具体的行動、実践)です。あらゆる団体の個別の状況に当てはまるとは限らず、各団体はおかれた状況に応じて、基準達成のためにより適切なアクションを考案して実施することも可能です。
- **指標**: 基準が達成せれているかどうかを計るための目安となるものです。キーアクションの過程と結果を計るものですが、指標はあくまで各基準に関連付けて作成されています。
- **ガイダンス**: 各基準と、その達成のためのアクションについて、国際的な人道・開発コミュニティで蓄積されて来た知見、グッド・プラクティス、情報、参考資料等を、できるだけ簡潔にまとめて提示しています。より詳細な情報は、各ガイダンスや文末に記載された参考文献、ウェブサイト等を参照することで得られるように工夫されています。

ガイドブックで必要な情報を探しやすくするための工夫

- 各基準、またそれぞれのキーアクションと指標は **テキストボックス** に入っています
- 各基準のガイダンスの中で、特に重要な箇所は、**ブルーのマーカー** で強調されています
- 基準 2 で、主に紛争地、危険度の高い地域で活動する団体に当てはまるとされる事項は、**網掛け** されています

読者の立場に応じたガイドブックの使い方

① 団体の運営責任者(理事等)の場合

以下の部分のみお読み頂くことで、概要を理解頂くことが可能です。

- 基準 1
- その他の基準のキーアクションと指標(指標 2 には、3カ所に記載されています)
- **ブルーのマーカー** で強調された箇所

② 団体の安全管理責任者・担当者の場合

基本的に本文書のすべてに目を通すことをお勧めします。ただし、紛争地等での活動は行っていない団体の場合は、基準 2 の中で網掛けされた箇所は、活動地の状況から不要と判断されれば、飛ばして読んで構いません。

③ 開発系の団体の場合

基準2の網掛けされた事項は、紛争地、危険度の高い地域で活動する団体を主な対象に記載されていますので、活動地の現状から不要と判断されれば、飛ばして読んで構いません。

④ 紛争地、危険度の高い地域で活動する団体の場合

基準2の網掛けされた事項は、紛争地、危険度の高い地域で活動する団体を主な対象に記載されていますので、安全上のリスク分析結果に基づいて対策が必要と判断されれば、熟読してください。

⑤ ガイドブックの概要を短時間で把握したい場合

時間の限られている方は、以下の部分のみお読みください。

- 各基準のキーアクションと指標(指標 2 には、3カ所に記載されています)

さらに以下も目を通して頂くと、より理解が深まると思われます。

- 前文
- **ブルーのマーカ**で強調された箇所

⑥ 自分の団体の安全計画等が必要事項を網羅できているか確認したい場合、またはこれから安全計画等を整備したい場合

基準 2 内の3つの章のガイダンスノートと資料を参照し、それぞれの項目について団体内で検討の上、対策が必要な場合はそれが十分になされているかを確認してください。

その後、関係者間の理解の一致のため、必要な事項は書面にまとめることを検討してください。ただし、本文で述べられている通り、関係スタッフが参加して計画を策定、見直しすることが重要で、書面はできるだけ簡潔にまとめることが推奨されます。

なお、現地拠点を設けず出張ベースで活動している団体の場合は、2.3 活動地での安全計画に記載の事項は、本部の安全計画や、提携団体の安全計画で考慮されるべき事項としてお読みください。

- 「2.1 安全管理方針」、「資料 2-I: 安全管理方針の事例」
- 「2.2 本部における安全計画」、「資料 2-II: 本部における安全管理計画の事例」
- 「2.3 活動地での安全計画」、「資料 2-III: 活動地における安全計画の事例」

ガイドブック使用に際しての注意: 本ガイドブックが扱う内容は、基本的に一般的なものであり、その内容はあらゆる状況に当てはまるわけではありません。本ガイドブックで推奨している方法が、特定の状況には不適切で、最悪の場合、ある人を生命身体の危険に晒すことさえもあり得ます。各団体がおかれた状況に適合させて使用することが必要であり、経験のある管理責任者の判断の下で、実践に移すことが強く推奨されます。

0. 序章

0.1. 人道支援と開発分野におけるプロフェッショナルな安全管理の必要性

日本の NGO の歴史を振り返ると、1960 年代前半にアジア地域での開発問題に取り組む団体が創設されはじめ、1979 年のインドシナ難民の流出を機に、多くの団体の設立が相次いだ¹。以来 30 年以上にわたり、日本の NGO はその規模を拡大させ、活動地域もアジアのみならず、中近東、アフリカや中南米に及ぶようになったほか、支援分野も多岐にわたっている。また、開発分野のみならず、自然災害や複合的人道危機に際して人道支援を行う団体も数多く存在している。

一方で、活動規模や地域の拡大は、それが人道支援の分野であるか開発支援の分野であるかにかかわらず、様々な脅威に直面する可能性の増大にも繋がっている。人道支援に関する提言活動を行っている Humanitarian Outcomes 作成のセキュリティ・レポートによると、1990 年代以降、セキュリティ環境を取り巻く様相は、より一層複雑化し、2005 年から 2015 年の 10 年間を取ってみても、国際協力に携わる職員の犠牲者数は増大する傾向にある²。こうした状況は、日本人にとっても例外ではなく、2000 年代以降、邦人の誘拐・人質事件や、テロによる犠牲がしばしば報告されている。また、こうした事件に巻き込まれなくても、交通事故や感染症など、不慮の事故や病気で命を落とす援助関係者も後を絶たない。

こうした様々な脅威から生じる安全上のリスクにはどのようなものがあるだろうか。マラリアを例にとってみよう。マラリア流行地域で事業の進捗管理を行っている邦人駐在員が、マラリアに感染し、意識が朦朧とした状態で地元の病院に運び込まれたとする。マラリア流行地域で事業を実施するというリスクを負う以上、組織は駐在員がマラリアに感染する率を減らすための方策と共に、こうした事態に直面した際に駐在員の命を守るためのあらゆる手段を、体制として講じておかなければならない。また、不幸にして命を落とすようなケースに発展した場合、組織は、こうした事態に至った背景や理由などを内部や外部の関係者に対して説明する必要も生じてくる。

国際職員、現地職員、関係者を問わず、我々 NGO が実施する事業に関係する人員や資源に犠牲や損害が出た場合、我々は組織として道義的・法的責任を負うだけでなく、場合によっては、事業の中止や組織の解散といった事態にまで発展する可能性も起こり得る。こうした事態に陥ることを避けるために、我々 NGO は、安全管理についてもプロフェッショナルな行動を取っていくことが求められている。

この項では、まず日本の NGO の草創期から現在に至るまでの、治安・安全に関する環境の変遷を俯瞰し、人道支援・開発支援を問わず、国際協力に係るすべての NGO が様々な脅威に直面している状況を提示する。そして、こうした状況の中で活動を実施することによって生じる責任について触れたのち、支援を可能にするための手段としての安全管理の重要性を述べていく。

¹ JANIC ウェブサイトより要約 http://www.janic.org/faq/faqngo/ngo_3.php#q6

² The Aid Worker Security Database, Major attacks on aid workers: Summary statistics (2005-2015) <https://aidworkersecurity.org/incidents/report/summary>

0.2. セキュリティ環境の変遷

● 1960年代から1980年代

日本国内において、海外で活動を行う NGO が設立され始めたのがこの年代である。当時は東西冷戦のさなかにあり、核戦争の脅威は存在していたが、民族や宗教に端を発する紛争等の脅威は現在に比べ高くなく、海外で活動を実施していく上での安全管理上の関心事は、一般的な治安対策や交通事故、病気対策などが中心であった。

● 1990年代

冷戦の終結とともに、世界各地で民族的、宗教的過激主義が台頭し、民族浄化の動きに繋がりを、世界の各地で紛争が頻発。人道ニーズの拡大に伴い、こうした地域で活動を行う日本の NGO も増えてきた。それに伴い、治安が不安定な状況下で活動を行うことに対する、安全対策の必要性と意識の向上が高まってきたが、日本人が直接のターゲットとなるような事件は少数であった。

● 2000年代

アフガニスタンやイラクでは、人道支援関係者の安全上の脅威が著しく増大するとともに、地域復興チーム(PRT: Provincial Reconstruction Team)のあり方が大きな論争を呼んだ(コラム参照)。2004年から2008年にかけては、これらの国々で日本人をターゲットとした誘拐事件や襲撃事件も頻発し、日本政府の邦人保護に関する姿勢や、人道支援団体内での安全対策の意識を大きく転換させる、節目の年代となった。

● 2010年代

中近東やアフリカでの紛争拡大により、人道支援関係者の安全上の脅威はますます増加している。こうした情勢の中、シリア、アルジェリア、バングラデシュなどで、日本人をターゲットとした、あるいは日本人が巻き込まれた誘拐・テロ事件が再び起こり、日本の援助関係者が海外で活動する余地が狭まりつつある。また、テロ行為の拡散により、紛争国以外の国でも無差別テロによる犠牲者が出てきている。海外で活動をすることによるリスクが高まる中で、人道支援を使命としない、比較的落ち着いた地域での開発援助を中心とする NGO も、安全管理の意識を高めることが必須となってきている。

0.3. 支援を可能にするための手段としての安全管理

我々は、それぞれ組織としてのミッションを持っており、ミッションを追求した結果生み出される成果と、生じ得るリスクを絶えず天秤にかけていかなければならない。そして、生じうるリスクよりも生み出される成果のほうが大きいと判断した時に初めて、我々は活動を実施することが可能となる。

90年代以降顕著となってきているセキュリティ環境の悪化は、天秤をリスクの側に大きく傾けさせる要因の一つである。だが、天秤がリスクの側に傾く一方で、難民問題や格差の広がりなどなど、世界各地の人道支援ニーズや開発ニーズはかつてないほど高まっている。

安全に関する脅威³がある中で、各々のミッションに照らし合わせて、活動を実施するかどうかの判断は、ほかの誰でもない我々NGO 自身の手に委ねられている。そして、自身で判断をするということは、リスクを負うということに対する責任も生じるということである。その結果、NGO の経営責任者(理事会など)が職員と事業に対する善意の管理者注意義務を負うことになる。

だからといって、リスクをとることを避けるあまり、ミッション追及をあきらめるというのでは本末転倒な結果となってしまう。貧困や不平等、ガバナンスや社会的ネットワークの不全といった、安全上の脅威を生じさせる要因となっている課題に取り組んでいくことも、我々NGO が自らに対して課している役割だからである。そこで必要となってくるのが、安全管理、すなわちリスクをただ単に避けるのではなく、管理をすることで、そのマイナス効果を最小化し、支援を可能にする状況を作り出すとともに、組織としての責任も果たしていくという発想である。脅威に直面するということは、必ずしもそれを避けなければならないということではない。そこから生じるリスクを適切に管理していくことが求められているのである。次の章からは、支援を可能にするための手段としての安全体策を、7 つの基準に分けて紹介していく。

補足情報: 地域復興チーム (Provincial Reconstruction Team)

紛争直後のような治安情勢の悪い地域で活動するために作られた軍民合同チーム。2000年代初頭、タリバン政権後のアフガニスタンで米国が発案し、北大西洋条約諸国を中心として形成され、国際治安支援部隊 (ISAF) に指揮権が移譲された⁴。担当地域管轄国の軍の命令系統下で、軍事部門が治安維持、文民部門が復興支援などに従事している。2017年7月現在、アフガニスタンに26のPRTが存在し、延べ14ヶ国の軍に率いられているほか⁵、イラクでも2005年から2011年にかけてPRTによる活動が実施されていた⁶。PRTの活動により、民主的政府の形成、治安の回復、経済復興・開発の推進といった課題すべてに取り組むことができるという議論がある一方で⁷、効率性、専門性、地域などの公正性について疑問がある、現地住民により軍関係者と文民とが混同され、援助関係者等への安全上の脅威が高まった⁸、といった批判も出されている。

³安全に関する脅威というと、我々は誘拐やテロ、強盗といった治安上の脅威に意識を向けがちであるが、ここでいう脅威は、事故や病気なども含めた治安および安全上の脅威全般が含まれる。

⁴「アフガニスタンで活動する地方復興支援チーム(PRT)：民軍共同による紛争後の平和構築支援活動」,
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/999764>

⁵ USAID, Provincial Reconstruction Team, <https://www.usaid.gov/provincial-reconstruction-teams>

⁶ United States Institute of Peace, Provincial Reconstruction Team in Iraq,
<https://www.usip.org/publications/2013/03/provincial-reconstruction-teams-iraq>

⁷「アフガニスタンで活動する地方復興支援チーム(PRT)：民軍共同による紛争後の平和構築支援活動」,
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/999764>

⁸ インド洋での給油活動に代わるアフガニスタンでの 民生分野支援の活動について,
<http://jnne.org/%83A%83t%83K%83%93%8Ex%89%87%8D%F4%83%8D%83r%81%5B%83%8C%83%5E%81%5B%8D%8C5%8FI%94%8C5.pdf>

基準 1: 安全管理に対する経営管理者の責任

署名団体の経営管理者は、管理者としての注意義務と、国際的に受け入れられている安全基準に基づいて、職員、ボランティア、インターン、専門家も含む業務委託者の安全について責任を持って確保しなければならない。

第一義的責任

組織における安全管理は、倫理的や道徳的な問題だけでなく、個人の国際協力への情熱によって担保されるものでもなく、むしろ組織の明確な法的義務でもある。これには組織の経営管理者層が主体となりトップダウン型で進められ、法の下に説明責任と責務を認識し受け入れることが求められる。結果として、組織方針とは、これまで現場で実践されてきたものの凝縮版とは異なったものであるべきである。このようにして、自分たちのスタッフの安全管理とは、組織の代表者の第一義的責任であるということを、保証するのである。

善管注意義務 (Duty of Care)

善管注意義務とは、組織の責任を意味しており、安全上のリスク管理も含まれる。善管注意義務の水準は過去十年の間に非常に上昇しており、今日においては、過去に適切と考えられていた水準が全くもって十分ではないという状況になっている。善管注意義務とは組織がスタッフに対して負う責任を示す法律用語ではあるが、同時に道徳的な側面があることも認識する必要がある。援助のプロフェッショナルとして、援助活動を行うスタッフへの善管注意義務を軽視することなく、果たすことが重要である。

広く認められた国際基準

1990年代以降の人道支援活動が世界的に拡大する中で、プロフェッショナルな基準を改善すること、支援の効果を高めること、そして人道支援システム全体の説明責任を確保することが重要だと、広く認識されるようになった。これに呼応するように、「人道原則」、「国際赤十字・赤新月運動、災害救援を行う NGO のための行動規範」、「ピープル・イン・エイド (People in Aid) 支援関係者の人事管理と支援のための指針」、「人道支援の質と説明責任に関する必須基準 (CHS)」に代表されるような、人道援助に関するいくつかの重要な国際基準が策定された。これらの国際基準は人道支援活動を導き、人道支援の活動がその他ほかの活動形態と区別するために必要不可欠なものです。これらの国際基準への適合は活動地域において安全管理能力を高めるに重要であると認識されている。

キーアクション:

- ・ 組織の経営管理者により、職場の安全管理に関する全職員に対する組織の法的責任について明示・周知される。
- ・ 組織の経営管理者により、職場の安全管理に関する法令や規則の遵守を確保するための責任が明示的に委任される。
- ・ 広く認められた国際基準を考慮し、組織の目的と使命に合致していれば、署名団体となることを検討する。
- ・ 全ての職員が、職場における安全管理への法的権利と義務を認識しているようにする。

指標:

- ・ 法令順守に関する責任が組織内と他の関係者間で理解されている。
- ・ 法令や規則への整合性について、国際基準に則しながら、定期的に見直しが行われている。

ガイダンスノート

1. **適用範囲:** 各団体が登録している国の国内法が、組織、協会、雇用者や被雇用者に適用される。これには職場における健康と安全管理に関する法令も含まれる。NGO は、安全な職場環境を確保する法的責任を被雇用者に対して負っており、何であれどこであれ、あらゆる予見可能なリスクから被雇用者を守るために合理的で実際的な対策を講じる必要がある。この責任は、事業実施環境特有のリスクがある危険度の高い活動地でも同様であり、NGO は同じような法的な義務と責任を他の組織と同様に負う。
2. **善管注意義務:** 善管注意義務とは、合理的に予見可能な危害のリスクを伴う行為を遂行する際に、「相当の注意 (reasonable care)」の基準を着実に実行することを求める、個人あるいは組織に課された法的義務である。過失とは、「相当の注意」の基準を実行することに失敗する(あるいは違反する)ことと定義され、組織的・人的な損失、損害あるいは負傷をもたらす。「相当な注意」の基準とは、人が同様あるいは類似の状況におかれた場合に通常払うと思われる合理的な注意を参照して判断される。「相当な注意」の基準は、国によって異なることにも注意が必要である。
3. **民法第 644 条「善良な管理者の注意義務」:** 日本国内における善管注意義務に当たる法文は民法第 644 条の受任者の注意義務が該当する。法人とその理事、監事、会計監査人及び(財団法人の)評議員は、委任の関係にある。民法の規定(644 条)により、委任を受けた者(受任者＝理事・監事・会計監査人・評議員)は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」(＝善管注意義務)を負っていると規定されている。このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無

にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められている。

4. **人道原則(Humanitarian Principles)**:各団体の援助行為が、人道的な行為であるとはつきり示すには、人道主義(Humanity)、不偏主義(impartiality)、中立性(Neutrality)、独立性(Independence)の4つの人道原則が重要である。これらの原則は、国際人道法に由来し、国連総会決議第46回通常回帰における第182号決議及び第58回通常回帰における第114号決議でも採択されている。この原則の世界的な認識と妥当性は、「災害救援における国際赤十字・赤新月運動および非政府組織(NGOs)のための行動規範」(ガイダンスノート5)及び「人道支援の質と説明責任に関する必須基準」(ガイダンスノート7)でも強調されており、人道支援だけでなく開発援助を行う団体にも有益だと考えられている。人道的な行為とは非政治的で、人道的かつ社会的なものであるため、各団体は、紛争、暴力あるいは自然災害によって引き起こされたすべての人道的危機への対応において、これらの人道原則に従うことが重要である。同様に、「害を与えない(Do No Harm)」原則があり、これは例えば、各団体が行う行為が被災者に対し負の影響を与えないよう予防したり軽減することである。人道原則は、武装紛争状態にある集団に対し、人道的行為を受容する根拠を与える目的がある。このため、各団体の方針、資金や裨益者、実施様式、安全対策に関する業務上の意思決定が、人道原則に則して行われていることが重要である。
5. **災害救援における国際赤十字・赤新月運動および非政府組織(NGOs)のための行動規範**:この行動規範は10の必須基準と影響下にある国家の各政府と各ドナー政府及び国際機関への提言を含んだ3つの添付資料からできている。この数年にわたり、この行動規範を遵守することが、IFRCやNGOにとって彼らが人道支援者であると定義するために重要な一つの方法となっている。この行動規範を策定するときから、人道対応に関する質と説明責任を改善するための多くの基準やメカニズムが開発されてきた。しかしながら、その中でも本行動規範はいまだにこの分野における最も重要な参考文献となっている。IFRCは本行動規範に参加調印した人道対応を行う団体を、ウェブページに公表しており、またいつでも新しく登録する団体を募集しています。IFRCは新しく賛同調印する団体を個別に点検したり、モニタリングを行っていない。しかしながら、この賛同調印団体のリストに掲載するために、①人道援助団体であることを維持していること、②団体のウェブページを含む必要な連絡先を提供し更新すること、③団体の代表による申請が必要である。申請はIFRCのウェブページからいつでも行うことができる:<http://media.ifrc.org/ifrc/who-we-are/the-movement/code-of-conduct/>。
6. **インターアクション・ミニマム・セキュリティ・スタンダード(InterAction's Minimum Operating Security Standards: MOSS)**:殺害、誘拐、あるいは重傷といった深刻な事件に加え政治的な意図を持った攻撃が人道援助者に加えられるなど、NGOの活動環境の変化を受け、アメリカ最大のNGOネットワークであるインターアクションは加盟団体が適切な対応を行うために安全対策ユニットを立ち上げた。このような中、インターアクションの加盟団体が、MOSSを用いて各団体が独自の安全対策を講じられるようになる事を目的とし、本ミニマム・スタンダードが開発された。個々の団体が異なったニーズを有していることを認識し、各章の「提案事項」の欄では、各団体が遵守しなければならないことではなく、本安全基準を実施するために必要な個別の検討事項を提示

している。こうする事により、提示された全ての点が、必ずしも全ての団体に、あるいは全ての状況に適切な対応ではないことを示している。本ミニマム・スタンダードは NGO の安全対策に系統的なアプローチを用いる事を導入し、現在ではインターアクション加盟団体はもちろん、NGO 業界全体の安全対策基準となっている。JaNISS は「NGO 安全基準」および本ガイドブックを作成する際に、インターアクションのミニマム・スタンダードを参照したほか、実際にインターアクションより技術的な協力を受けている。

7. **ピープル・イン・エイド (People in Aid) 支援関係者の人事管理と支援のための指針:** ピープル・イン・エイドは、人道援助及び開発援助における団体によって形成され、各団体がよりよい人材管理と職員やボランティアへの支援を向上することを目的としている。その中でも「良い実践のための規範」は、安全管理と健康に関する 7 つの原則から成り立っている。この規範が最初に策定されたとき、最も重要と考えられていたものは「スタッフの健康状態 (well-being)」であった。他の 6 つの原則については、広い意味でスタッフがケアされているということを団体が保証するために必要な事項となっている。スタッフの安全と健康には、組織的な戦略、計画、予算化、概要の説明、研修、相談のすべてが寄与すると考えられており、結果としてスタッフの定着率や支援の質に反映されると考えられている。
8. **人道支援の質と説明責任に関する必須基準 (CHS):** 「人道支援の質と説明責任に関する必須基準 (CHS)」は、提供する支援の質や効率を改善するため、人道支援に関わる組織や個人が利用できる「9 つのコミットメント」を提供している。CHS は、人道支援組織に被災した地域社会や人びとに対してよりきちんとした説明責任をはたさせることも可能にする。人道支援組織が何にコミットしているかを知れば、被災した地域社会や人びとはその責任を問うことができるからだ。CHS は、人道支援の中心に被災した地域社会や人びとを据え、彼らの基本的人権の尊重を促進する。これには、国際人権章典 2 などの国際法に明記されている「尊厳を持って生きる権利」や「保護と安全を得る権利」がよりどころになっている。CHS では、原則に基づく、責任ある、質の高い人道支援に不可欠な要素を、人道支援活動の必須基準として説明している。人道支援組織は、この基準を任意の行動規範として、組織内の手続きに活用することもできる。またこの基準については、多様な背景を持つさまざまな組織に妥当な具体的な枠組みや関連指標が開発されているので、これを用いて活動実績を検証することも可能である。

補足情報: 善管注意義務に関する判例 (Dennis vs Norwegian Refugee Council)

2012 年 6 月 29 日、ノルウェー難民評議会 (NRC) の被雇用者であったスティーブン・デニス は、他の 3 名の同僚と共に、ケニア・ダダブ地方のイフォ 2 難民キャンプにおける要人訪問の際に襲撃を受けて、負傷し誘拐された。ケニア当局と地元民兵組織の救出作戦により、4 日後に人質たちは解放された。3 年後、デニスはオスロ地方裁判所に、拉致の際に被った経済・非経済的損失に対する補償を求めて前雇用主である NRC を訴えた。この事件において、過失の有無についても争点となったが、裁判所は、リスクの予見可能性、リスクを緩和・回避する軽減対策、重大な過失、因果関係と損失といった事項について、下記のとおり判断した。

裁判所は、誘拐のリスクは予見可能であったとした。また、NRC は、誘拐のリスクを緩和・回避する軽減対策を実施できたとした。さらに、裁判所は、NRC の行動には重大な過失があったとし、その過失が、誘拐が起きる必要条件となったと認定した。要約すれば、裁判所は、負傷という損害に対する補償に加えて、痛みや苦しみも含めた被害に対する補償のための法的必要条件が揃ったと判断した。裁判所は、デニスに対する約 440 万ノルウェー・クローネ(約 46.5 万ユーロあるいは約 6,000 万円)の支払いを NRC に命じた。

裁判所が使用した用語や分析方法は、標準的な安全上のリスク管理のそれとは異なるが、本判決は、安全管理の専門家によく知られている原則に言及し、この分野で参照される失敗の兆候を参照して、NRC がこの件で注意義務(due care)の基準に達していなかったことを認めた。例えば、事業実施環境とリスク分析の観点から、裁判所は、NRC の意思決定者はダダーブにおける安全状況に対して不十分な理解しかなく、要人訪問の直前に誘拐の危険性について適切な分析がなされなかったと判断した。また、裁判所は、当時のダダーブにおける安全対策として武装護衛を利用することが特に推奨・実施されていたにもかかわらず、それを利用しないと決定した NRC の軽減対策の選定と実施に問題があったと認定した。

この判決から得られる重要な教訓は、善管注意義務(Duty of Care)とは国際援助に関わる団体が着実に実行しなければならない法的義務であり、他の分野の雇用主と同等の水準で実現しなければいけないということである。本判決は、事業実施環境に関わらず、ダダーブにおける事業の実施そのものは法律に反しないと判断した。その代わりに、本判決は、軽減対策はリスクに比例しなければならないと強調した。よって、本判決は、団体に対して、よりリスク回避型になることを求めるものではなく、事業実施環境に合わせて、より強固な安全上のリスク管理手続を設けることを求めているものである。さらに、判決では危険地における善管注意義務(Duty of Care)の不可欠な要素として「インフォームド・コンセント(状況をよく説明して相手の同意を得ること)」が必要であると強調している。裁判所は、この誘拐事件に至るいくつかの過程でインフォームド・コンセントの存在が疑わしいか、あるいはまったく欠如していたと判断した。

本判決は主要メディアで取り上げられ、様々なフォーラムや論文で援助関係者や団体によって詳細に議論されてきた。本判決は、援助業界に対する「先例を作った」、「大変革をもたらす」、「画期的な判決」、そして「警鐘」であり、善管注意義務(Duty of Care)に対する重要な論評であるとされている。

参照

- Irish Aid Guidelines for NGO Professional Safety and Security Risk Management, 2013.
- European Interagency Security Forum (EISF), Security Risk Management: A Basid Guide for Smaller NGOs, 2017.
- Kemp, E. & Merkelbach, M. (2016). Duty of Care: A review of the Dennis v Norwegian Refugee Council ruling and its implications. European Interagency Security Forum (EISF).
- Hoppe, K. & Williamson, C. (2016). Dennis vs Norwegian Refugee Council: Implications for Duty of Care. Humanitarian Practise Network (HPN).

基準 2: 団体としての安全管理方針と計画

署名団体は、本部レベルにて、団体の使命、任務、価値感、リスク許容度を反映した安全管理方針を持ち、また本部及び現地レベルにて、関係者が参加して行うリスク分析と評価に基づいた、安全管理計画を備えなければならない。

基準 2 では、団体は (1) 安全管理方針、および (2) 本部と対象国での安全管理計画を持つことを求めている。安全管理方針とは団体の安全に関わる意思決定を導く指針である。本部と国別の安全管理計画とは、定められた国におけるリスクの管理をするための計画である。

2.1. 安全管理方針

安全管理方針は団体全体に適用される。これらの方針は団体固有の目標、使命、義務、事業形態そしてリスク許容度などについて言及する。安全管理方針を組織や雇用者が遵守しなかった場合の是正・救済も含め、これらの方針は団体が雇用者に期待する行動や団体が雇用者に負う責任を明記する。

キーアクション

- ・ 安全上のリスク、団体の安全上のリスクに対する姿勢、主要な安全原則、安全リスク管理に関わる役割、雇用者に対する団体の責任などを定義する。(ガイダンスノート1、2、3、4と5; 安全管理方針の事例に関しては資料2-Iを参照)
- ・ 団体の目的、使命、義務や事業形態に沿った安全管理方針を策定する。(ガイダンスノート2)
- ・ 安全管理方針を組織や雇用者が遵守しなかった場合の是正・救済も含め、これらの方針は団体が雇用者に期待する行動や団体が雇用者に負う責任を明記する。(ガイダンスノート3)
- ・ 方針や手続きの不履行に対する懲戒手続きについて周知する。(ガイダンスノート3)

指標:

- ・ 安全上のリスク、団体の安全上のリスクに対する姿勢、主要な安全原則、役割と責任を、安全管理方針が明確に述べられている。
- ・ 団体職員の安全に関わる行動原則、そしてその行動原則と現場の安全に関わる標準業務手順(SOPs)の明確な事業上の連携が、安全管理方針に含まれている。
- ・ 団体のリスク管理目標、安全リスク管理の論理的解釈、団体の目的や使命との関連を、安全管理方針で明確に述べられている。
- ・ 団体の安全管理方針や手続きを遵守することを雇用者と被雇用者に明示的に求めている。
- ・ 上記のキーアクションを明確にした安全管理方針が書面として作成され、本部ならびに現場のすべての職員に理解されている。
- ・ 安全管理方針の定期的な見直し、および危機事例後の見直しが、全ての関連職員の参加のもとに行われている。

ガイダンスノート:

1. **安全 (safety and security) に関する定義:** 「セーフティ (safety)」とは「事故、自然現象や病気などによる意図しない結果によって生じたリスクあるいは損害からの自由」であり、「セキュリティ (security)」とは「暴力やその他の意図的な行為によって生じたリスクや損害からの自由」を意味する。⁹ 職員、資産、事業の暴力、誘拐、強盗、テロ行為や破壊工作からの安全 (security) 確保のためには多くの時間と資源の投資を必要とするが、交通事故、マラリア、水を介した感染症、HIV などの健康上の脅威、精神衛生、洪水や地震などの自然災害などの安全上 (safety) の問題が援助関係者に及ぼす脅威も忘れてはいけない。
2. **団体の目的、使命や行動原則:** すべての職員が所属する団体の本質を理解することが大切であるため、安全管理方針に団体の目的、使命や行動原則を含めることが重要である。現地職員が現場で直面する脅威やリスクに対して、団体の目的、使命や行動原則が及ぼす影響を、団体の管理職が理解しなければならない。¹⁰
3. **安全戦略 (受容、防護、抑止):** 団体の安全管理方針に常時および特有の文脈で採用される安全戦略に関する説明が必要である。すべての状況で人道支援機関によって採用される安全戦略は概ね 3 種類ある。
 - **受容:** 安全な事業環境を個人、コミュニティや現地当局からの承認、同意や協力によって構築すること。

⁹ Humanitarian Practice Network (2010), Operational Security Management in Violent Environment, Good Practice Review Number 8 (New Edition), p.xvii. 日本語では「Safety」を「安全」、「Security」を「安全」、「保安」、「セキュリティ」や「危機管理」と訳すことがあるが、この文章では日本語の「安全」は「safety and security」の両方の概念を含めたものとする。

¹⁰ See MercyCorps (2011), Field Security Manual, “Impact of Agency Mandate and Mission on Security” for more detailed explanations.

- **防護:** 脅威の減少ではなく、建物、宿舎や事業地の物理的防護を強化することを通して、団体の脆弱性を縮小し、リスクを減少する。
- **抑止:** 武装警護や外交・政治的影響力などにより、脅威を対抗的脅威によりけん制し、リスクを縮小する。

その活動目的や行動原則に照らし合わせると、人道支援機関にとって受容こそがより好ましい安全戦略と理解され、「受容こそがすべての安全戦略の根幹になることができ、またそうあるべきである」。実際においては、受容のみでは十分ではなく、広く現地コミュニティの支持があったとして、何らかの防護は必要である。抑止は、受容や防護が不成功あるいは適当でないときの最終手段の戦略であるが、人道支援機関がとれる対策は非常に限定的である。

実際面では、優れた安全戦略は上記の戦略を柔軟に組み合わせることが必要である。重要な点は、識別された脅威に対する能動的な戦略の組み合わせと、他団体の採用している戦略の活用を通して安全管理が実施されるべきである。¹¹

参照

- Humanitarian Practice Network (2010), Operational Security Management in Violent Environments, Good Practice Review Number 8 (New Edition), Chapter 3 Security Strategy.
 - James Davis and Lisa Reilly (2015), Security to Go: A Risk Management Toolkit for Humanitarian Aid Agencies, European Interagency Security Forum, Module 4 Security Strategies: Acceptance Protection and Deterrence
 - ECHO (2004), Generic Security Guide for Humanitarian Organisations, 2.3 Approaches to Security
 - MercyCorps, Field Security Manual (March 2011), “The Security Triangle”.
4. **安全上のリスク評価: 団体の職員、資産や印象にとって許容範囲のリスクを判断する枠組みの定義**

リスクの適正な評価は優れた安全管理の重要な要素である。すべての安全管理計画は、適切な安全管理上のリスク評価に基づき、脅威が明らかにされ、適切なリスク軽減策が講じられ、対応計画が準備されていなくてはならない(基準 2.3 活動地での安全計画内、リスク軽減策を参照)。近年の好事例によると、新しい場所で事業を始める前に、団体による安全上のリスク評価 (SRA) を実施し、最初から事業計画の策定に情報を提供することが推奨されている。

この演習の目的は、事業を実施する際のリスクの度合いを判断し、支援対象者に向けて実施される事業の利益とリスクを比較することにある。安全上のリスク評価 (SRA) の一連の作業は、「リスクの負担や軽減対策をプログラムの目標や実施と結びつける」ため、「プログラムやプロジェクトの設計の不可欠な部分」とみなされるべきである。¹²

¹¹ GPR08, p.56.

¹² EISF Guide, 3:02.

安全上のリスク評価 (SRA) は、暴力、紛争、自然災害、テロリズム、健康問題、政治的介入、犯罪や汚職などの幅広い脅威を評価の対象にすることができる。安全上のリスク評価 (SRA) は、文脈、プログラム分析、脅威と脆弱性の評価、リスク分析 (インパクト、可能性、軽減対策やリスク分岐点) などを含めるべきである。

安全上のリスク評価 (SRA) は完成したら片付けられるのではなく、状況の変化に合わせて再検討、改定される生きた文書 (随時更新文書) として扱われるべきである。安全上のリスク評価 (SRA) は「リスクに対する共通理解と必要な安全対策に対する責任を共有するため、包括的にすべての職員から視点や情報を引き出す」べきである。¹³

参照

- Humanitarian Practice Network (2010), Operational Security Management in Violent Environments, Good Practice Review Number 8 (New Edition), Chapter 2 Risk Assessment.
 - James Davis and Lisa Reilly (2015), Security to Go: A Risk Management Toolkit for Humanitarian Aid Agencies, European Interagency Security Forum, Module 3 Risk Assessment Tool.
 - ECHO (2004), Generic Security Guide for Humanitarian Organisations, 2.4 Risk, Threat and Vulnerability
5. **団体原則**: 団体の安全管理方針に以下の団体職員の安全に関わる諸原則を含むことができる。以下の諸原則は様々な人道支援団体の安全管理方針から抽出されたものであり、必ずしも網羅的なリストではない。団体の目的、使命や事業形態に合わせて、安全管理方針に以下の諸原則を含むことができる。
- **安全管理方針の適用範囲**: 安全管理方針が適用される対象に関する言及。現地スタッフは含まれるか? 国際職員や現地スタッフの家族にも適用さえるか? 現地ボランティア、他 NGO からの出向者、現地政府職員、コンサルタント、インターンやゲストへの考慮。全スタッフが自ら及び団体の安全に対して共同責任を有しているため、団体代表者から活動地代表、現地雇用の運転手からボランティアまで、団体の安全管理方針に対して強い当事者意識を共有する必要がある。また全スタッフは団体の善き代表として行動する必要があることを銘記すべき。
 - **安全管理の責任**: スタッフ¹⁴の安全に対して責任を負う管理者の構成 (全体、本部、地域、国や日常業務) に関する言及。(「基準 5: 責任の所在の明確化」を参照)
 - **安全管理方針に対する責任**: 団体の安全管理方針を策定、方針の実施のモニタリング、適用除外の許可などを行使する責任者の言及。(「基準 5: 責任の所在の明確化」を参照)
 - **安全上のリスク管理計画**: 団体が活動する国や事業ごとの、事業環境、リスク分析 (脅威や脆弱性の評価も含む)、見直しや承認の手続きなども含めた、安全上のリスク管理 (SRM) 計画の策定方法に関する言及。(「基準 5: 責任の所在の明確化」を参照)

¹³ GPR08, p.28.

¹⁴ 本ガイドブックにおける「スタッフ」とは、有給・無給を問わず活動に従事する関係者であり、例えば役職員、専門家・コンサルタント、出向者、インターンやボランティアも含む。

- **人命の優先**: 人員の安全を、施設、車輛、事務所設備、物資などの団体資産よりも優先事項とする言及。
- **人道原則**: 人道の中心原則である人道、中立、公平および(事業上の)独立の諸原則に対する団体の関わり方。¹⁵ 災害救援における国際赤十字・赤新月運動および非政府組織(NGOs)のための行動規範への加盟状況への説明。
- **性的搾取及び性的虐待からの保護**: 行動規範の実施、訓練、苦情処理制度、調査など含めた、団体の支援対象者に対する性的搾取及び性的虐待から保護する方策に関する言及。¹⁶ (「基準 2.3: 活動地での安全管理計画」ガイダンスノート 11 も参照)
- **許容し得るリスク**: 職員、資産や団体のイメージが許容しうるリスクの分岐点、事業継続をするにはリスクが高すぎる限界点の定義。現場における団体の存在や事業の潜在的便益、団体の使命などによって定義は左右される。¹⁷
- **個人と団体の責任**: 団体の安全管理方針、手続きや指示の順守に合意した職員やその他の人々に対する団体の注意義務に関する言及。さらに、安全管理方針の順守に合意した職員やその他の人々は、勤務時間中でも時間外でも、自身の安全管理と同様に、他の職員、事業や団体の安全管理に責任を持つこと。(「基準 1: 安全管理に対する経営管理者の責任」を参照)
- **安全に関わる事件や状況に関する報告の必要性**: 脅迫やニアミスなども含めた安全に関わる事件の報告を、団体職員が現場・国事務所や本部に対して実施する必要性。そのような報告は安全動向に関する追跡調査、監視や分析を可能にし、安全リスク評価や意思決定への情報提供を可能にする。¹⁸
- **安全管理方針の不履行**: 安全管理方針に従わない、あるいは現場において職場や私生活での行動により本人や周囲の人々を危険にさらす職員に対する懲戒処分に関する言及。
- **現場視点で包括的な安全計画**: 国レベルの安全計画の策定に関する説明。各国事務所は団体の世界的な使命と事業国における事業目的を反映した現地の安全管理計画を策定することが推奨される。現地の事情が反映できるように柔軟性を持ち、現地職員が参加する包括的な計画とするべきである。計画の承認、モニタリング、審査、更新などの手続きも明示。全職員は計画の内容、実際の運用、権限について周知することが求められる。(「基準 2.2: 本部における安全計画」ガイダンスノート 1 も参照)
- **安全計画への国内・現地職員の十分な参加**: 安全管理方針や安全計画の策定、審査、実施への国内・現地職員の参加に関する言及。安全対応準備、研修、人事管理手続きへの国内・現地スタッフ、また必要に応じて現地パートナー団体の参加。(ガイダンスノート 5 も参照)
- **調整と情報共有**: 他の人道支援機関との安全管理に関する調整、特に安全に関わる事件報告の共有や情報共有の常設の仕組みに参加することへの団体の方針。(「基準 6: 他団体との協調」も参照)

¹⁵ The first three principles are endorsed in General Assembly Resolution 46/182, passed in 1991. The fourth principle was added in 2004 under Resolution 58/114.

¹⁶ See, CHS Alliance (July 2017): <http://www.chsalliance.org/what-we-do/psea>.

¹⁷ See GPR08, Chapter 2 Risk Assessment.

¹⁸ See GPR08, Chapter 5 Incident Reporting and Critical Incident Management.

- **現地法や慣習の尊重**: 現地法や慣習、特に現地法が国際法や広く受け入れられている倫理基準に抵触する場合の団体の対応方針。
- **個人財産**: 団体職員の個人財産の取り扱い責任に関する団体方針。
- **職員の能力強化**: 全職員が事業環境の安全脅威に関する分析や脅威に対する脆弱性を最小化するための技術や能力取得に向けた団体の方針。(「基準 4: 人事管理」も参照)
- **ジェンダー、民族性や国籍**: 異なる環境で、ジェンダー、民族性や国籍に起因する異なるリスクに直面する職員への対応、また団体がそのような個別リスクに対応するための代替・追加対応の可能性についての説明。(「基準 4: 人事管理」も参照)
- **賄賂、謝礼や贈答品**: 現地当局者や団体外の人間に通常業務あるいは違法な業務の見返りに謝礼、勧誘あるいは賄賂を使うこと、そして団体業務に関わる義務や仕事の見返りに団体職員が謝礼や贈答品を受け取ることへの団体の方針。
- **誘拐や拉致**: 誘拐や拉致事件における団体の対応、誘拐された職員の解放のため身代金、近親に対する支援、事件後の誘拐された職員向けの支援に関する説明。¹⁹(「基準 2.3: 活動地での安全管理計画」ガイダンスノート 14 も参照)
- **撤退する権利**: 上司や団体による安全評価に関わらず、職員(とその家族)は高い危険性のある環境への赴任を辞退する、あるいはそのような環境からの撤退をする権利を持つことへの認識。そのような権利の行使が認められる場合、雇用への影響や懲戒処分、現地や本部レベルにおける業務及び人事評価への悪影響を避ける。
- **撤退と帰還に関する指示**: 危険な状況から職員を撤退させる団体の権利、その指示に従う職員の義務、事業地や国からの撤退と帰還を決定する意思決定手続きの説明。(「基準 2.3: 活動地での安全管理計画」ガイダンスノート 12 も参照)
- **避難**: 契約形態(国際職員、国内・現地職員、家族など)に沿った団体の職員避難の責務に関する説明。(「基準 2.3: 活動地での安全管理計画」ガイダンスノート 13 も参照)
- **武装警護の使用**: 武装警護の使用に関する団体の基本方針、限定的あるいは緊急事態における武装警護の使用や契約を承認する手続きに関する説明。業務中に武器を携帯する職員や、団体車輛における銃器の持込みに関する団体の対応。
- **軍隊との関係**: 国軍、多国籍軍や国連の平和維持部隊などの軍隊との(情報共有も含む)関わり方へに関する団体方針。(「基準 6: 他団体との協調」も参照)

参照

- MercyCorps, Field Security Manual, March 2011
- Concern Worldwide Security Policy, April 2003
- Care International Safety and Security Principles, March 2007
- Irish Aid Guidelines for NGO Professional Safety and Security Risk Management, 2013
- People in Aid, Policy Guide and Template: Safety & Security, 2008
- Lutheran World Federation, LWF Safety and Security Policy, March 2016

¹⁹ See GPR08, Chapter 14 Kidnapping and hostage situation.

資料 2-I: 安全管理方針の事例

I. 序章:

- 安全管理方針の設立目的
- 職員の安全確保の重要性に関する団体方針
- 職場の危険要因の管理や被雇用者に対する危害リスクの低減に関する団体の法的および道徳的義務（注意義務）
- 安全管理方針の策定や見直しに関わる責任者の確認
- 安全管理方針の対象者
- 団体の「セーフティ (safety)」と「セキュリティ (security)」の定義

II. 団体の目的や行動原則

- 団体の目的や行動原則を安全管理方針に記載する理由
- 団体の目的
- 団体の行動原則

III. 団体のリスク管理戦略

- 主要な三つの安全対策（受容、防護、抑止）に関する団体の定義
- 安全リスク管理に関する団体の基本姿勢

IV. 団体の安全原則

- 職員の安全確保に対する団体の姿勢を形づくる安全管理の思考様式、安全上のリスクに対する姿勢、基本安全原則、安全管理に関する役割、責務、不履行の際の是正や組織構成の概要などに関する説明
- 主要な安全原則に関しては、2.1. 安全管理方針のガイダンスノート 3「団体の安全原則」を参照

V. 方針のモニタリングと見直し

- 団体の安全管理方針の見直しの時期や範囲
- 見直しの開始と実施、そして見直された安全管理方針の承認に関する責任
- 協議的かつ参加型の見直し過程の確保